

文化芸術公演等助成事業助成金交付要綱

(趣旨)

第1条 知事は、新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や延期等を余儀なくされた本県の文化芸術活動を支援するため、予算の定めるところにより、その再開や継続に取り組む文化芸術団体等に対し、予算の範囲内において助成金を交付するものとし、その交付については、鹿児島県補助金等交付規則（昭和63年鹿児島県規則第1号。以下「規則」という。）に定めるほか、この要綱に定めるところによる。

(助成事業者)

第2条 助成の対象者（以下「助成事業者」という。）は次に掲げるすべての要件を満たす団体又は知事が本県の文化芸術の振興等に寄与すると特に認める団体とする。

- (1) 県内に主たる事務所又は活動の拠点を有する団体であること。
- (2) 一定の規約を有し、かつ、代表者が明らかであること。
- (3) 明確な会計経理を実施していること又は実施できると認められること。
- (4) 当該年度内に事業が完遂できると認められること。

2 前項の規定にかかわらず、国及び地方公共団体は助成の対象外とする。

(助成対象経費及び助成率)

第3条 助成金の交付の対象経費（以下「助成対象経費」という。）及びこれに対する助成金額は、次のとおりとする。

事業区分	助成対象経費	助成金額
中止公演等再開支援	新型コロナウイルス感染症の影響により、中止や延期となった文化芸術の公演等（公演、展示会、体験会などの催しをいう。次項において同じ。）を開催するために直接必要な経費で別表に掲げるもの。	助成対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数は切捨て）で、50万円を上限とする。
無観客公演等実施支援（映像配信）	新型コロナウイルス感染症の影響により、予定していた公演等を無観客で開催し、その映像を制作・配信するために直接必要な経費で別表に掲げるもの。	助成対象経費の2分の1以内の額（千円未満の端数は切捨て）で、30万円を上限とする。

ただし、次の事業は、本事業の対象としない。

- (1) 宗教的、政治的、商業的宣伝意図のあるもの
- (2) 営利、チャリティを主たる目的とするもの
- (3) 暴力団及びこれに準ずる団体に関わっていると認められるもの
- (4) 国又は県の補助金を受けているもの（補助金が、国・県の委託や補助等を受けて他団体から交付されているものである場合、国又は県の補助金と同等とみなし、対象外とする。）

(助成金の交付申請)

第4条 規則第3条の補助金等交付申請書は、別記第1号様式によるものとする。

2 規則第3条の規定により補助金等交付申請書に添付すべき書類は、次のとおりとする。

- (1) 事業計画書（別記第1号様式別紙1①又は②）
- (2) 収支予算書（別記第1号様式別紙2①又は②）
- (3) その他知事が必要と認める書類

3 補助金等交付申請書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部

とする。

(助成金の交付の条件)

第5条 規則第5条第1項の規定による条件は、次に定めるとおりとする。

- (1) 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産を善良な管理者の注意をもって管理するとともに、助成金交付の目的に従って使用し、その効率的な運用を図らなければならない。
- (2) 助成事業者が、前号の財産について、知事の承認を得て処分したことにより収入があったときは、当該収入の全部又は一部を納付させることがある。
- (3) 助成事業者は、助成事業により取得し、又は効用の増加した財産で処分制限期間を経過しない場合においては、財産管理台帳及びその他の関係書類を整備保管しなければならない。

(決定の通知)

第6条 規則第6条の規定による補助金等の交付の決定の通知は、助成金交付決定通知書(別記第2号様式)により行うものとする。

(助成事業の内容等の変更)

第7条 規則第7条第1項の助成事業の内容等の変更事由は、次に定めるとおりとする。

- (1) 事業費総額の30パーセントを超える増減
 - (2) 助成金額の変更
 - (3) 助成事業の内容の変更(軽微な変更を除く。)
- 2 規則第7条第1項の補助金等変更申請書は別記第3号様式によるものとし、同項の規定により当該申請書に添付すべき書類は次のとおりとする。
- (1) 事業変更計画書(別記第3号様式別紙1)
 - (2) 変更収支予算書(別記第3号様式別紙2①又は②)
 - (3) その他知事が必要と認める書類
- 3 規則第7条第3項において準用する規則第6条の規定による通知は、変更承認のみを行う場合は変更承認通知書(別記第4号様式)により、変更承認に併せて変更交付決定を行う場合は変更交付決定通知書(別記第5号様式)により行うものとする。

(申請の取下げ)

第8条 規則第8条第1項の規定により申請の取下げをすることのできる期間は、交付の決定の通知を受けた日から起算して10日を経過した日までとする。

(状況報告)

第9条 知事は、必要があると認めるときは、助成事業者に対して、事業遂行の状況について報告を求めることができる。

(実績報告)

第10条 規則第13条の補助事業等実績報告書は、別記第6号様式によるものとする。

- 2 規則第13条の規定により補助事業等実績報告書に添付すべき書類は、次に掲げるとおりとする。
- (1) 事業実績書(別記第6号様式別紙1①又は②)
 - (2) 収支決算書(別記第6号様式別紙2①又は②)
 - (3) 証拠帳票類の写し
 - (4) その他知事が必要と認める書類
- 3 第1項の補助事業等実績報告書の提出期限は、知事が別に定める日とし、その提出部数は1部とする。

(助成金の額の確定)

第11条 規則第14条の規定による補助金等の額の確定の通知は、助成金交付確定通知書(別記第7号様式)により行うものとする。

(助成金の交付)

第12条 規則第16条第1項の補助金等交付請求書は別記第8号様式によるものとする。

(財産の処分の制限)

第13条 規則第21条第2号及び第3号の規定により知事が定める財産は、減価償却資産の耐用年数等に関する省令(昭和40年大蔵省令第15号)の別表第1から別表第6までに掲げる減価償却資産で規則第21条第1号に掲げる財産以外のものとする。

(雑則)

第14条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は別に定める。

附 則

1 この要綱は、令和2年11月9日から施行し、令和2年4月1日から適用する。

別表(第3条関係)

<中止公演等再開支援・無観客公演等実施支援>

経費区分	経 費 の 内 容
報 償 費	講師等謝金等
旅 費	交通費, 宿泊費等
需 用 費	印刷費, 消耗品費等
役 務 費	通信費, 運搬費等
使 用 料 等	会場使用料, 音響費, 照明費, 会場付帯設備費, 器具使用料, 撮影機材賃借料等
賃 金	アルバイト整理員等賃金
委 託 料	撮影, 映像編集, 配信等に係る委託費
そ の 他	その他知事が特に必要と認める経費